

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和7年4月10日

旭川市長 今津寛介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市子ども総合相談センター清掃業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市子ども総合相談センター内の清掃業務

イ 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター

旭川市子育て支援部旭川市子ども総合相談センター

電話 0166-26-5500

2 契約を締結した年月日

令和7年3月31日

3 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

上川郡鷹栖町5694番地3

社会福祉法人鷹栖共生会 理事長 松平 昇三

4 契約金額

9,335,700円（うち消費税及び地方消費税相当額848,700円）

5 契約の相手方とした理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、旭川市内で活動し、清掃業務の実施を可能としている就労継続支援A型事業所であり、見積書を徴収したところ、予定価格の範囲内で最低価格の者であつたため。